

第7章 施策推進に向けて

第1 交流拠点から広がる県全体の活性化

広域交通のクロスポイント形成、強化による県外地域との交流拡大を、各行政分野の横断的な取組や市町と県との連携によって、産業、観光等の振興やまちづくりに結び付けます。また、活性化は広域交流の拠点だけのものではなく、そこからつながる地域交通ネットワークによって県全体へと効果を広げていきます。

第2 近畿、中部、北陸の広域連携

今後、近畿、中部、北陸の3圏域は、リニア中央新幹線開業に伴う首都圏一極集中の加速と地方の埋没への懸念を共有しながら、行政による広域連携組織や、経済、産業、文化等民間交流を通じて、首都圏に匹敵する巨大経済圏として一層連携を強化していく必要があります。

第3 県民、交通事業者、行政の役割分担の方向性

地域の生活を支える公共交通を今後も維持、拡充していくためには、交通事業者だけではなく県民、行政が適切にそれぞれの役割を担っていくことが必要です。

1 県民

県民は、交通サービスの利用者として、より積極的に公共交通を利用していくことが求められます。公共交通の持続的経営にとって最も必要なものは利用者です。県民の利用が公共交通を支え、また、公共交通の活性化がまちのにぎわいにつながります。一人ひとりが地域活性化の当事者としての意識を持って、進んで公共交通を利用し支えていくことが重要です。

個人の小さな行動変化でも、地域全体の継続的な取組として積み重ねることで、大きな効果へつながることから、県民は地域公共交通会議への参画等を通じて、交通事業者や行政とともに地域の交通のあり方やそれぞれの役割について考えるなど、より主体的に地域の交通に関わっていくことが望されます。

2 交通事業者

交通事業者は、安全で安定した信頼性の高い輸送の実現、利用者のニーズや環境負荷低減等の社会的要請を踏まえた需要に応じたサービス提供、不断の経営努力への取組を通じて、将来にわたって地域の輸送サービスを担い続けることが求められています。交通サービスの利便性と魅力の向上は、県民の積極的な公共交通の利用を促すためにも重要です。

また、様々な交通機関を円滑に組み合わせて利用できるシームレスで利便性の高い交通ネットワーク形成のため、異なる事業者間の連携も必要となります。さらに、公共交通でつながるコンパクトなまちづくりにも、交通事業者の積極的な参画が不可欠です。

3 行政

行政は、人や物の円滑な移動を実現する重要な社会基盤である交通が全体として適切に機能を発揮するよう、鉄道、道路、港湾等の公共交通に関する施設を計画的に整備するとともに、より良いまちづくりを目指して交通事業者と連携しつつ、県民の公共交通利用を促していくことが求められます。各行政分野の連携強化を図るとともに、市町と県が連携しながら、地域の特性に応じて地域のまちづくりと一体となって、地域交通の維持、充実を図ります。

(1) 市町

市町は、地域交通に関する地域の課題やニーズを的確に把握し、それに合致した交通網を確保することが求められます。そのため、県や国との適切な役割分担のもと、公共交通の輸送力強化や利便性向上に必要な施設を整備するとともに、徒歩、自転車、公共交通で移動するコンパクトなまちづくりを推進することが求められます。また、地域住民の生活を支えるため、適切な財政負担によって公共交通を維持していくことも求められます。

(2) 県

県は、交通事業者、市町等と意見交換を行いながら、広域交通および地域交通に関する県全体の方針を明確にするとともに、方針に沿った一貫性のある施策を先導的に実施していくことが求められます。また、市町、他府県との広域連携組織や国との適切な役割分担のもと、滋賀と周辺圏域の広域的発展と県民の暮らしを支える交通基盤を計画的に整備していくことや、全県的な公共交通の確保、維持、機能向上のための総合的な調整および市町への助言や支援を行うこと、交通事業者との包括的連携協定の枠組みなども最大限に活用した公共交通の利便性向上と利用促進の一体的な推進を図ることも求められます。

第4 財源や整備手法の検討

広域的な交通基盤の早期実現に向けては、広域的な整備効果を踏まえ、周辺圏域と連携した推進方策のあり方を検討していきます。

大規模公共事業となる交通インフラの整備に向けては、必要性を論じる段階から県民に広く情報を公開し、知恵を出し合いながら、透明性の高い議論を推進していきます。

地域交通の維持、拡充に向けては、それぞれの施策の効果を踏まえ、県民、事業者、市町、県が適切に連携した推進方策のあり方を検討していきます。

また、限られた財源の中で、効率的かつ効果的で社会的に意義のある施策、事業の推進に向けて、多様な民間活力を最大限に活用する仕組みを検討します。PFI²¹・PPP²²方式に加え、交通サービスの新たな担い手としてコミュニティや市民団体との協働のあり方についても検討を深めていきます。

²¹ PFI : Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等について、民間の資金、経営能力、技術的能力などを活用して行う手法。

²² PPP : Public Private Partnership の略称。官民のパートナーシップ(協働)による公共サービスの提供手法。